

# ボイラに要求される泡消火器に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 R 編  
鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

ボイラに要求される泡消火器に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 10.5.1.2.2 規則では、ボイラに対して容量 135 リットル以上の少なくとも一の承認された泡消火器、又はこれと同等のものを備えることが規定されている。

2010 年 4 月に開催された IMO 第 54 回防火小委員会 (FP54) において、ボイラが機関室内に設置される場合、機関区域の保護のために要求される固定式水系局所消火装置がボイラを適切に保護すること、及び泡消火器の消火性能に関する考察等を踏まえた同規定の見直しが提案され、IMO において審議されてきた。

審議の結果、2016 年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会 (MSC97) にて、固定式水系局所消火装置により保護されるボイラについて、容量 135 リットル以上の泡消火器の設置を免除する SOLAS 改正が、決議 MSC.409(97)として採択された。

このため、決議 MSC.409(97)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

固定式水系局所消火装置により保護されるボイラについて、容量 135 リットル以上の泡消火器の設置を免除するよう改めた。

## 改正条項

鋼船規則 R 編 10.5.1  
鋼船規則検査要領 R 編 R10.5.1, 表 R10.5.1-1.